第14章 地域での取組

今日の環境問題を解決していくためには、行政・ 県民・事業者など様々な主体が、それぞれの地域 において日常生活や事業活動に起因する環境への 負荷を減らしていくための行動を自主的かつ積極 的に行うことが不可欠となっています。

近年、環境問題の深刻さが認識されるとともに、 その解決に向けて各主体の地域に根ざした環境保 全活動と連携による取組が広がりつつあります。

今後とも、各主体の公平な役割分担の下に、情報交換や交流を通じた相互の協力・連携を図り、 取組の輪を一層広げていくことが期待されます。

第1節 市町村の取組

地球環境問題、都市生活型環境問題などの多様な環境問題に対応するために、県と県内79の市町村は千葉県環境行政連絡協議会を設置するなどして相互の情報交換や施策の連絡調整を図っています。

また、環境に対する住民の意識が高まるなかで、 地域の特性に応じた快適な環境づくりが求められ ており、住民により近い位置で、きめ細かい対応 を行う市町村の果たす役割は大きい。

市町村では、地域環境活動に対する助成や地球環境保全事業などのさまざまな環境保全活動に取り組んでいます(資料編10に事業の一部を紹介)。

1. 地球環境

オゾン層の破壊、温暖化、酸性雨などの地球環境問題への対応として廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、オゾン層の保護を図るなど各種取組を実施するとともに住民向けの普及啓発などを行っています。

2. 自然環境

指定を受けた樹林・樹木の保全に関する助成制 度などを設けることにより、緑豊かな生活環境の 保全を図っています。 また、野生生物を保護し、人と自然とのふれあいを促進するため、生息環境の整備や住民が参加した自然環境調査を行っています。

3. 大気環境

大気環境保全の啓発活動として小・中学校において、環境学習の一貫として観察会などを実施しています。

また、大気汚染防止対策の一つとして、電気自動車・天然ガス自動車等の低公害車を公害パトロール車やごみ収集車として導入し、普及に努めています。

4. 水環境

水質汚濁防止対策として河川に流入する都市下 水路等に水質浄化装置を設置、河川の直接浄化を 図っています。

また、水質汚濁の原因である生活排水の対策として、合併処理浄化槽設置に対する補助金制度を設けています。

5. 地質環境

地下水の採取等による湧水の枯渇化を防ぐため、雨水浸透ますの設置により地下水の保全を図っています。

また、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染の対策として、地下水の水質調査による汚染状況の把握・除去対策を行っています。

6. 廃棄物

コンポスト容器購入費に対する補助によりごみ の減量化を、また、分別収集の実施や各種啓発活 動、リサイクル活動を行っている団体等に対する 助成により再資源化の推進を図っています。

第2節 事業者の取組

1. 最新技術の導入

ばい煙等の汚染物質の排出については、県と臨海部に立地する大規模工場が締結している公害防止協定に基づき各工場・事業場ごとに排出量、排出濃度が規定されており、その枠内での排出により公害を防止しているところですが、その処理に当たっては最新の技術を用いることにより、排出量の一層の削減を図っているところです。

また、製造装置自体の改善も進んでおり、環境 負荷の少ない省エネルギー型の工程への転換な ど、発生源対策の充実も進んできています。

さらに、最近の地球環境問題や化学物質問題に 対処するため、二酸化炭素やフロンなどの処理方 法等の研究やダイオキシン対策を視野に入れた廃 棄物の処理方法の研究にも積極的に取り組み、そ の成果を実践する体制づくりを進めるなど、従来 の行政指導型の環境保全対策に加え、企業の自主 的な環境保全対策も行われつつあります。

2. 自主管理体制の充実

最近、企業においては、従来の法的規制にとどまらず、社会の一員として環境に関する基本的な考え方を方針として示し、それを具体的に実施・管理するための社内体制を整備するところが増えつつあります。

たとえば、化学業界では、化学物質の開発から 製造、流通、最終消費をへて廃棄に至る全ライフ サイクルにわたって「環境・安全」を確保するこ とを経営方針において公約し、安全・健康・環境 面の対策を実行し改善を図っていく自主管理活動 「レスポンシブル・ケア」を積極的に取り入れて います。

また、他業界でも、環境保全活動を進める上で、 方針や目標・計画を定め(PLAN)、確実に実施(DO)、 取り組み状況を測定・評価し(CHECK)、見直しと 改善を図る(ACTION)という仕組みを取り入れ、 課題や問題点の効率的な発見を行い自主的に管理 する「環境マネジメントシステム」を導入し、自 主管理体制の整備をするところが増えています。

3. 国際協力

国際的に日本企業の有する公害防止技術に対する期待が高まるなかで、企業が蓄積してきた技術を積極的に海外移転し、進んで国際協力に参画するなど、地球環境保全意識の高揚に努めています。特に、製鉄、石油、電気といった基幹産業においては、今後大きく発展することが予想される中国や東南アジア諸国などに対し、ばい煙処理技術や工程管理などの技術移転を推進しており、これら地域の環境保全に貢献しています。

4. 地域社会との相互理解の推進

一部の企業では、定期的な地域祭などイベントの開催、場内施設の積極的な一般開放等の社会活動を通じて地域社会との相互理解の推進を図っています。

また、企業が主体的に地域環境保全のための具体的な行動計画を策定・実践し、一般住民に対する環境保全に関する啓発に貢献している例も見られます。

さらに、最近の工場の建設等に当たっては、緑化や憩いの場を設けるなどして一般住民の利用にも積極的に取り組むなど、従来のイメージの一新を図っており、今後の地域社会の環境保全に占める割合が期待されます。

第3節 県民の取組

生活排水による水質汚濁や自動車交通公害、資源の大量消費そしてごみの大量廃棄など、日常生活に起因する環境への負荷が増大してきており、これらの軽減のためには、県民一人ひとりが環境保全のための行動を起こすことが不可欠です。

県民は、日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、自然環境の保全に努め、地域の環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。